



届出

■ 広域交付サービスの停止

システム改修に伴い、下記日程で住民基本台帳カード、公的個人認証に関する全てのサービス、住民票の写しの広域交付サービスが停止します。

ご理解とご協力をお願いします。
時 1月4日(火)～10日(祝)
市民課 田(☎460 - 9820)
保(☎438 - 4020)

税

■ 国税申告・納税サービス(e - Tax)・地方税電子申告システム(e L T A X)のご利用を!

国税申告・納税サービス(e - Tax)・地方税電子申告システム(e L T A X)を利用するには、住民基本台帳カードおよび電子証明書が必要です。

市民課では個人(法人代表者含む)の電子証明書(手数料500円)がお取りいただけます。法人として利用できる電子証明書はe L T A X 田でご確認ください。

ただし、税理士に申告書などの作成、送信を依頼している場合には、依頼者本人の電子証明書は不要です。

毎年12月～3月は市民課(受付: 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分)の混雑が予想されます。手続きの際は、時間に余裕をもってお越しください。また、住民基本台帳カードなどの取得手続きは、運転免許証や旅券、その他官公署の発行した顔写真の貼付してある資格証明書などをお持ちの方は、即日住民基本台帳カードなどを交付しますが、これらの資格証明書などをお持ちでない方は、申請後本人あてに照会文書を郵送し、再度来庁して手続きをしていただくことになり、1週間程度時間がかかります。

電子申告を利用される方は早めの手続きをお願いします。

また、システム改修に伴い、1月4日(火)～10日(祝)までサービスが停止しますのでご協力をお願いします。

電子証明書の有効期間は3年間です。電子証明書の有効期間が終了し

た場合は新しい電子証明書を取得してください。

詳細は、下記田をご覧ください。

e - Tax
田 http://www.e-tax.nta.go.jp
e L T A X

田 http://www.eltax.jp/
田 e L T A X ヘルプデスク

(ナビダイヤル☎0570 - 081459)
(I P 電話やP H S などをご利用の場合☎03 - 5765 - 7234)

月～金曜日午前8時30分～午後9時
市報12月1日号に掲載をしたe L T A X ヘルプデスクの電話番号・利用時間に変更がありました。正しくは、上記のとおりです。

市民課 田(☎460 - 9820)
保(☎438 - 4020)

■ 固定資産税の減額

❖ 耐震改修

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅に耐震改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□要件
改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること
耐震改修工事にかかった費用が30万円以上であること

□期間
平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

□必要書類
耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
耐震改修工事証明書
耐震改修工事にかかった費用の領収書

❖ バリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋(賃貸住宅を除く)にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□要件
65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方ならびに障害をお持ちの方が居住する家屋であること(賃貸住宅を除く)

平成25年3月31日までに行われた一定のバリアフリー改修工事であること

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること
バリアフリー改修工事にかかった費用が30万円以上であること(補助金などを除く自己負担額)

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

□必要書類
住宅のバリアフリー改修に伴う固

定資産税の減額適用申告書

バリアフリー改修工事にかかった費用の領収書、改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書、現場の写真^{など})

納税義務者の方の住民票の写し
改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し
(2)居住者が要介護または要支援を受けている場合は、その方の介護保険被保険者証の写し
(3)居住者が障害をお持ちの場合は、その方の障害者手帳の写し

補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

～一定のバリアフリー改修工事とは
廊下の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替工事、床表面の滑り止め化

❖ 省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□要件
平成25年3月31日までに行われた一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修)であること

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること
熱損失防止改修工事にかかった費用が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

□必要書類
住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

熱損失防止改修工事証明書
熱損失防止改修工事にかかった費用の領収書

納税義務者の方の住民票の写し
～一定の熱損失防止改修工事とは
窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることが必須)

資産税課 田(☎460 - 9830)

福祉

■ 確定申告に伴う高齢者の障害者控除の取り扱い

市内在住の65歳以上の方で、次に該当する方に対し、申請により障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。

この認定書を基に確定申告すると、障害者控除の対象として認定されます。

すでに身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方は、必要ありません。

介護保険の認定者は、介護認定調査票に基づき認定します。

介護保険の認定者以外の方は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(市指定様式)が必要となります。

□障害者控除
田身体障害者3級～6級までに準ずる方、知的障害軽度・中度に準ずる方

□特別障害者控除
田身体障害者1級・2級に準ずる方、知的障害重度に準ずる方、ねたきり高齢者(約6か月以上常に就床し、食事・排便などの日常生活に支障のある状態の方)

田 1月4日(火)から高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階、田無庁舎1階)へ。

認定書発行までに2週間程かかります。お早めに申請してください。
高齢者支援課 保(☎438 - 4028)

教育

■ 中学校完全給食の開始時期^{など}

11月に学校給食運営審議会から「中学校給食の開始時期および給食費」についての答申が教育委員会になされ、教育委員会で協議し、中学校給食の開始時期および給食費の額が決定しました。

□中学校給食の開始時期 開始初年度は、5月20日を基準日とする。
□給食費の額 一食当たり320円とする。

【答申】
1 中学校給食の開始時期について
中学校給食の開始時期は、開始初年度については5月20日を基準日とすることが適当である。

2 給食費の額について
給食費の額は一食あたり320円が妥当である。

給食の申し込みにあたっては、給食費の未納を防止するために各学期ごとの振込みによる前払いとすることが妥当である。なお、保護者の利便性に配慮した方法を検討することも必要である。

中学校給食の開始にあたっては、安全・安心を最優先したうえで、円滑に実施していくことが必要である。

また、実施方法等を事前に市民・保護者へ周知する必要があり、教育委員会において対策を講じるよう申し添える。

答申書の詳細は、市田をご覧ください。

学校運営課 保(☎438 - 4073)

防犯

■ 地域を見守る防犯活動団体に登録しましょう!

～犯罪のないまちづくりのために～
誰もが安心して暮らすことができるよう犯罪のない安全なまちづくりを目指して、市・警察・市民の方が日ごろからさまざまな防犯活動を行っています。

その中でも市民の方が自主的に組織している防犯活動団体の役割が非常に大きくなっています。市では、